

今年も、あと2カ月を切り、税務署から「年末調整」の書類一式が送付されてくる時期でもあります。年に1度の事務作業となる「年末調整」に関して、従来と異なる点をご説明し、例年お客様からいただくご質問の一部をQ&Aでご紹介いたします。

これまでと異なる点

税務署より郵送されてくる「扶養控除等(異動)申告書」ですが、今回従業員の方々に記載いただく書類より「**法人番号**」「**個人番号**」の記載欄が追加されました。これは、「マイナンバー制度」開始に伴う所得税法施行規則等の改正に伴うもので、**個人番号・法人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務**ですので、正確に記載した上で提出してもらうようにしてください。

これに合わせて、**事業所は従業員の方々から提出された書類について、「番号確認」「身元確認」**をする必要があります。確認方法等は、別途定められていますので、詳細は担当者までお気軽にお問い合わせください。

よくあるQ&A

Q 平成27年中に住宅ローンを組んで、自宅を新築したんだけど、どうしたら良いの？

A 住宅借入金特別控除を受ける場合、**初年度のみ確定申告**を行わなければなりません。年末調整を例年通り行い、発行された「源泉徴収票」等の書類をもって申告を行います。弊社でも受け付けておりますので、ご相談ください。

Q 妻(配偶者)がパートで年間103万円以上の収入があるから、扶養には入らないよね？

A 配偶者の場合、「**配偶者特別控除**」が適用されます。一般の扶養の場合は、103万円以上の収入があれば扶養から外れますが、**配偶者の場合のみ、年間141万円未満の収入であれば、一定要件のもと税務上の「扶養」に入ることが出来ます。**

資料回収チェックリスト

【全員】

- ・平成28年分扶養控除等(異動)申告書
- ・平成27年分保険料控除申告書

※ 税務署より送付されてきます。不足の場合は、コピーもしくは国税庁HPより取得してください。

【保険にご加入されている方】

- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書

※ 各保険会社より10月中旬以降、順次送付されます。

【住宅ローンがある方】

- ・住宅借入金特別控除申告書
- ・住宅借入金残高証明書

【その他(該当者のみ)】

- ・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ・国民健康保険料の納付が分かる書類 等

※上記2点は、**平成27年中の納付分**が有効となります。

- ・小規模企業共済払込証明書
- ・身体障害者手帳(写し)